

指定訪問介護 訪問型サービス
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定 第1273100097号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービス、訪問型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」又は「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

社会福祉法人 金谷温清会
ホームヘルプサービスセンター 金谷の里

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 金谷温清会
(2) 法人所在地 千葉県富津市金谷1912番地の2
(3) 電話番号 0439-69-8400
(4) 代表者氏名 理事長 平 篤 一 良
(5) 設立年月 平成8年12月17日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所 平成12年1月4日
指定 千葉県1273100097号
訪問型サービス 平成29年4月1日
指定 富津市1273100097号
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に伴い、ご契約者(ご利用者)がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に訪問介護サービス、訪問型サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ホームヘルプサービスセンター金谷の里
- (4) 事業所の所在地 千葉県富津市金谷1912番地の2
- (5) 電話番号 0439-69-8402
- (6) 管理者氏名 センター長 脇坂 和弘
- (7) 当事業所の運営方針 ご契約者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるように支援を行い、ご契約者の心身の機能維持ならびにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
またご契約者とそのご家族との連携を図り、地域のさまざまな関連機関と協力しながら総合的なサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 富津市 ・ 鋸南町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時～17時
サービス提供時間	7時～19時

4. 職員の配置状況

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1人	事業所の管理
2. サービス提供責任者	利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の配置	ヘルパー業務の把握
3. 訪問介護員 (介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、1級訪問介護員、2級訪問介護員のいずれかの資格を持つ者)	2.5人以上	ヘルパー業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。

- ・当事業所の地域区分と地域単価は、7級地 10.21円です。
- ・当事業所では、特定事業所加算Ⅱ、利用料金に10%加算(③加算参照)を算定しています。

※お支払いいただく金額は介護保険負担割合証でご確認ください。

[訪問介護 ※要介護1~5の方]

(1) サービスの概要

① 身体介護

- ・入浴介助 入浴の介助または、入浴が困難な方の清拭等を行います。
- ・排泄介助 排泄の介助、おむつの交換を行います。
- ・食事介助 食事の介助を行います。
- ・体位変換 体位の変換を行います。
- ・移動介助 通院等の移動の介助を行います。

② 生活援助

- ・調理 ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
- ・洗濯 ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
- ・掃除 ご契約者の居室の掃除を行います。
(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- ・買い物 ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。
(預貯金の引き出しや預け入れは原則として行いません。)

③ 乗降介助 通院等の乗車・降車の介助を行います。

(2) サービス利用料金(1回あたり) (契約書第8条参照)

① 基本利用料

区分	単位	金額	備考
身体介護 1	268	2,736 円	20 分以上 30 分未満
身体介護 2	426	4,349 円	30 分以上 60 分未満
身体介護 3	624	6,371 円	60 分以上 90 分未満
生活援助 2	197	2,011 円	20 分以上 45 分未満
生活援助 3	242	2,471 円	45 分以上
身体介護 1 生活援助 1	340	3,471 円	身体 20 分以上 30 分未満 + 生活 20 分
身体介護 1 生活援助 2	411	4,196 円	身体 20 分以上 30 分未満 + 生活 45 分
身体介護 1 生活援助 3	483	4,931 円	身体 20 分以上 30 分未満 + 生活 70 分
通院等乗降介助	107	1,092 円	1 回につき片道

② 加算

区分	単位	金額
緊急時訪問介護加算	100 単位	1,021 円/回
初回加算	200 単位	2,042 円/月
生活機能向上連携加算 I	100 単位	1,021 円/月

生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位	2,042 円/月
特定事業所加算Ⅰ	利用料金に 20%加算	
特定事業所加算Ⅱ	利用料金に 10%加算	
特定事業所加算Ⅲ	利用料金に 10%加算	
特定事業所加算Ⅳ	利用料金に 5%加算	
特定事業所加算Ⅴ	利用料金に 3%加算	
介護職員処遇改善加算	R6 年 5 月迄	所定単位数×13.7%
介護職員特定処遇改善加算		所定単位数×6.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×2.4%
介護職員等処遇改善加算	R6 年 6 月～	所定単位数×24.5%
同一建物への訪問	所定単位数×90%	

※ 通常の時間帯(午前 8 時～午後 6 時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	25%	○
早朝(午前 6 時から午前 8 時まで)	25%	○
深夜(午後 10 時から午前 6 時まで)	50%	×

※ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の 2 倍の料金をいただきます。

[訪問型サービス ※要支援 1～2 の方]

(1) サービスの概要

- ・入浴の支援
- ・排泄の支援
- ・食事の支援
- ・衣類着脱の支援
- ・身体の清拭・洗髪の支援
- ・通院等の支援
- ・その他必要な身体の支援
- ・調理の支援
- ・衣類の洗濯・補修の支援
- ・住居等の掃除・整頓の支援
- ・生活必需品の買い物の支援
- ・関係機関との連絡
- ・その他必要な生活介護の支援

(2) サービス利用料金(1 回あたり) (契約書第 8 条参照)

①基本利用料

区分	単位	金額	備考
訪問型独自サービス(Ⅰ)	1176	12,007 円	1 週に 1 回程度
訪問型独自サービス(Ⅱ)	2349	23,983 円	1 週に 2 回程度
訪問型独自サービス(Ⅲ)	3727	38,053 円	1 週に 3 回程度以上

※ 訪問型サービスの利用料は月額制です。月の途中から利用を開始したり月の途中で利用を終了した場合であっても、以下に該当する場合を除き、原則として日割り計算は行いません。

ア 月途中で要介護から要支援に変更となった場合。

イ 月途中で要支援から要介護に変更となった場合。

ウ 同一保険者管内での転居等により、事業所を変更した場合。

② 加算

初回加算	2,042 円	
生活機能向上加算	1,021 円/月	
同一建物への訪問	所定単位数×90%	
介護職員処遇改善加算	R6 年 5 月迄	所定単位数×13.7%
介護職員特定処遇改善加算		所定単位数×6.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×2.4%
介護職員等処遇改善加算	R6 年 6 月～	所定単位数×24.5%

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス (契約書第 5 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

② 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えるものに係る料金は全額自己負担となります。

③ その他のサービス

行政手続の代行・投薬の受け取り等は内容によりその都度実費を請求させていただきます。

④ 交通費

通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 8 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日 (土・日・祝日の場合は翌営業日) までに原則として以下の方法でお支払い下さい。

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行・JAきみつ・君津信用組合・千葉銀行

(4) 利用の中止・変更について

利用予定の前にご利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更をする場合は利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対し、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の正当な事

由がある場合にはこの限りではありません。

※ 訪問型サービス料は「月額制」のため、取消料は発生いたしません。

利用予定日前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日前日までに申し出がない場合	当日の利用料金の 50%

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供時に、担当の訪問介護員を決定します。実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員を交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替(契約書第6条参照)

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。なお、訪問介護員を指名することはできません。

② 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

サービスの利用にあたり、ご契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

② サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品の使用

訪問介護員は、サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為(契約書第13条参照)

訪問介護員はご契約者に対するサービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

① 医療行為又は医療補助行為(ただし、法令上認められた行為を除く)

② ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭や高価な物品の授受

③ ご契約者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ 飲酒及びご契約者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動等

⑥ その他ご契約者もしくはそのご家族に行う迷惑行為

7. 緊急時の対応方法について(契約書第11条参照)

サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、主治医、家族等、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

尚、当事業所における緊急連絡体制は、次のとおりとし、電話等により常時24時間連絡をとる体制とします。ただし、職員不在時には、併設する施設との連携等により随時対応いたします。

緊急時連絡先一覧		
主治医	氏名	
	所属医療機関名称	
	電話番号	
家族等	緊急連絡者氏名	
	電話番号	
事業所	電話番号	ホームヘルプサービスセンター金谷の里 0439-69-8402 (夜間0439-69-8400)

8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口 サービス提供責任者 高橋明子

苦情受付責任者 法人本部長 脇坂和弘

受付時間 8:00～17:00

電話 0439-69-8402

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

富津市介護福祉課	所在地 富津市下飯野2443 電話番号 0439(80)1262
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係	所在地 千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 043(254)7409
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港4番3号 電話番号 043(246)0294

(3) 第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と事業所の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。当事業所の第三者委員は、次のとおりです。

長谷川康博氏（長谷川法律事務所弁護士） 電話：043-221-5428

(4) 福祉サービス第三者評価

直近の実施日：平成16年10月12日～平成17年1月8日

評価機関名：株式会社インタラクティブ・マネジメント・サポート

9. 事故発生時の対応について

(1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。職員は管理者に報告をし、指示を受けて対処します。

(2) ご契約者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。

(3) 重大な事故の場合保険者に連絡をし、事故報告書を提出します。

上記のとおり、重要事項の説明を受けたことを証するため、本説明書2通を作成し、契約者及び事業所が各自1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス、訪問型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ホームヘルプサービスセンター 金谷の里
説明者職名 サービス提供責任者 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス、訪問型サービスの提供に同意しました。

契 約 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人
(身元保証人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印